

鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規

平成元年5月11日
第635回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第5条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

労働関係調整法施行令第5条の規定に基づき、候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則

この内規は、平成元年5月11日から実施し、平成元年3月27日から適用する。

附 則（平成3年3月27日第676回臨時総会決定）

この内規は、平成3年3月27日から実施する。

附 則（平成13年4月12日第861回定例総会決定）

この内規は、平成13年4月12日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）

この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成17年3月28日第936回臨時総会決定）

この内規は、平成17年4月1日から実施する。

第1号様式（内規5関係）

あっせん員候補者辞任願	
鳥取県労働委員会	
会長	様
今回、あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます	
平成 年 月 日	
	住所
	氏名
	印

第2号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	委 嘱
異動内容	
鳥取県労働委員会あっせん員候補者に委嘱する	
任期は平成 年 月 日までとする	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長
	印

（注） 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第3号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	辞 任
異動内容	
鳥取県労働委員会あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長
	印

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規

平成14年3月28日
第875回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第5条及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第3条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則（平成14年3月28日第875回定例総会決定）
この内規は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）
この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成17年3月28日第936回臨時総会決定）
この内規は、平成17年4月1日から実施する。

第1号様式（内規5関係）

個別労働関係紛争あっせん員候補者辞任願	
鳥取県労働委員会	
会長	様
今回、個別労働関係紛争あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます	
平成 年 月 日	
	住所
	氏名
	印

第2号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	委 嘱
異動内容 個別労働関係紛争あっせん員候補者に委嘱する 任期は平成 年 月 日までとする	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長
	印

(注) 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第3号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	辞 任
異動内容 個別労働関係紛争あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長
	印

不当労働行為審査に関する申合せ

平成17年3月24日
第934回定例総会決定

不当労働行為事件の審査を迅速・的確に進めるため、次のとおり申し合わせる。

1 申立て

- (1) 会長は、申立てが却下事由又は管轄違いの事由に明白に該当しない場合、すみやかに審査委員を選任するとともに担当職員を指名し、直ちに調査開始の手続を行う。
- (2) 会長は、申立書を受け付けたときは、直ちにこの旨を労使の幹事委員に連絡し、調査及び審問に参加する委員の申し出を求める。

2 公益委員の除斥・忌避・回避

- (1) 会長は、除斥又は忌避の申立てがあったときは、公益委員会議を招集し、これについての決定をすみやかに行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、除斥又は忌避の申立てが次に掲げる場合は、公益委員会議の決定によることなく当該申立てを却下することができる。
 - ア 同一の公益委員について既に同一の理由で除斥又は忌避の申立てがなされ、理由がない旨の決定がなされているにもかかわらず、重ねて除斥又は忌避の申立てがなされた場合
- (3) 会長は、公益委員が法第27条の2第1項又は第27条の3第1項に規定する事項に該当する場合、当該委員が審査に係る職務の執行を回避することを許可するものとする。

3 調査

- (1) 審査委員（長）は、調査にあたり、参与委員の参与を求める。
また、審査委員（長）は、事務局職員に事務局調査（申立書・答弁書等の不明な点の確認、主張の聴取、証人の予定・書証の提出予定の聴取）を行わせるものとする。
- (2) 調査は、答弁書提出日後すみやかに行うものとする。
- (3) 調査にあたっては、事務局調査の結果を踏まえ、次の事項の調査を行う。
 - ア 審査計画を定めるための事項
 - (ア) 当事者の主張を確認し、争点を整理する。
 - (イ) 争点ごとに証拠（人証・書証）を整理する。
 - (ウ) 証人数及び各証人についての尋問事項と尋問予定時間を明確にさせる。
 - (エ) 所要の審問回数を予定する。
 - イ その他
 - (ア) 和解の可能性を検討する。
 - (イ) 最少限度の補佐人を決めさせる。
 - (ウ) 代理人・補佐人が複数の場合には、その主任者を決めさせる。
- (4) 調査における陳述を事実認定の基礎として用いるためには、当事者に改めて陳述の内

容を書証として提出させるか、又は、陳述の結果を記録した調書の写しを書証として提出させるものとする。

- (5) 審査計画書の作成に当たっては、全労委の審査促進等実行委員会が提示した「審査計画モデルの作成について」で示された審査計画モデル（A～Cタイプ）のうちBタイプを基本として作成するものとする。

なお、事案の性質によっては審査委員（長）の判断により、Bタイプ以外の審査計画書を作成することができるものとする。

- (6) 審査委員は参与委員と協議の上、審査計画書を作成するものとする。
- (7) 審査計画書への記名は、審査委員及び参与委員とする。
- (8) 審査計画書の作成に当たっては、あらかじめ案を当事者に提示し、意見を聴取するものとする。
- (9) 審査計画書は、当事者に交付するものとする。
- (10) 審査計画を変更する必要がある場合には、当事者双方の意見を聴いて変更する。

4 審 問

- (1) 審査委員は、審問開始に先立って参与委員との打合せを行う。
- (2) 審問は、少なくとも月1回以上として、集中的、継続的に行うものとする。
- (3) 審査計画で設定した期日は、相当の理由がない限り、変更しないものとする。
- (4) 関連する事件が裁判所に係属する場合でも、前項の期日による。
- (5) 審問期日に当事者いずれか一方が出席しない場合、又は、退席した場合も審査委員（長）がやむを得ない事情があると認めたときを除いて、審問を行うことができる。

5 宣 誓

- (1) 審査委員（長）は、証人等に宣誓させる際には傍聴人を含む審問廷内の全員に起立を促すものとする。
- (2) 証人等が、宣誓書へ署名押印する際に印鑑を所持・携帯していない場合には、事務局職員がその旨を調書に記載するものとする。
- (3) 審査委員（長）は、証人等が法令に規定する正当な事由なく宣誓を拒否した場合、事務局職員にその旨を審問調書に記載させ、罰則を教示した上で尋問を行わせるものとする。

6 証人等調べ

- (1) 証人等尋問は、原則として同一期日に当該証人等に対して主尋問、反対尋問を行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、証人等に対して、尋問事項についてのみ簡潔に陳述するように注意する。
- (3) 主尋問・反対尋問は、それぞれ証人等尋問申請書記載事項の範囲内又は主尋問の範囲内に限定する。
- (4) 審査委員（長）は、陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないと認めるときは、これを制限する。

- (5) 複数の代理人・補佐人を許可した場合の証人等尋問は、原則として、その主任者が行う。
- (6) 1回の審問において、2人以上の証人尋問を行う場合は、後に証言する証人は、原則として同席させない。ただし、証人が代理人・補佐人のときで、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。
- (7) 同一の尋問事項については、複数の証人に対して同時に尋問することができる。

7 証人等出頭命令

- (1) 証人等出頭命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
 - ア 審査委員（長）が、証人等の陳述が不当労働行為の成否の判断に必要であると認め陳述を求めたにもかかわらず、これを拒否した場合
- (2) 証人等出頭命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

8 物件提出命令

- (1) 物件提出命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
 - ア 複数の人証や間接的な物証で代替することにより、事実の認定が迅速又は的確に行えないおそれがある場合
 - イ 物証が確保できず、事実の認定が行えないおそれがある場合
- (2) 物件提出命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

9 審問廷の秩序維持

- (1) 審査委員（長）は、公正迅速な審査を行うため、参与委員の協力を得て、審問廷の秩序維持を図る。
- (2) 審査委員（長）は、当事者、傍聴人らに喧騒にわたる行為等公正迅速な審査を阻害すると認められる行為があるときは注意を与え、これに従わないときは退席を命じることができる。

なお、審査委員（長）は、審問の続行が不適當であると判断した場合は、審問を中断又は中止することができる。
- (3) 審問廷におけるはち巻、たすき、ゼッケンの着用及び旗の持ち込みその他、審査委員（長）が示威的と認める行為を禁止するものとする。
- (4) 審問中における当事者、傍聴人等による審問廷の写真撮影（ビデオによる撮影等を含む。）及び録音機器の使用は禁止する。
- (5) 傍聴人の数は、審問廷の広狭により制限することができる。

10 合議

- (1) 第1回の合議は、結審後3週間以内に行うよう努める。
- (2) 第1回の合議に先立って、参与委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

1 1 和 解

審査委員（長）は、参与委員と連絡を密にして、適当と認めたときはいつでも当事者に対し和解を試みることができる。

1 2 7条2号事件に関する取扱い

団交拒否事件については、すみやかに結審するよう努めるものとする。

1 3 審査の実効確保の措置

当事者から審査の実効確保の措置の申立てがあったときは、審査委員（長）は、すみやかに調査を実施し、参与委員の参与を得て必要な措置をとるものとする。

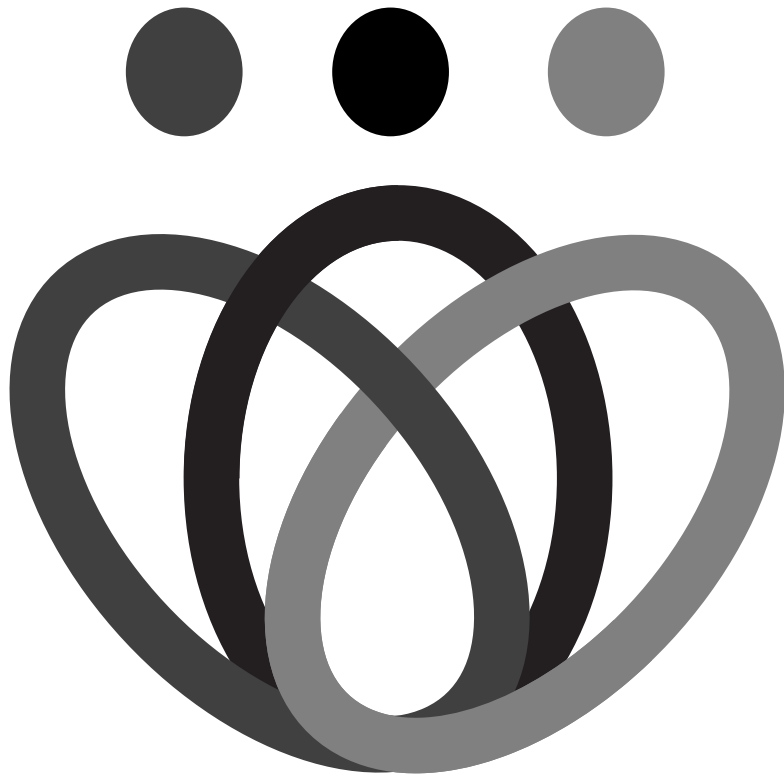
附 則（昭和56年第474回定例総会決定）

- 1 この申合せは、昭和56年2月26日から実施する。
- 2 昭和43年11月28日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為事件の審査促進について」は、廃止する。

附 則

- 1 この申合せは、平成17年3月24日から実施する。
- 2 昭和56年2月26日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為審査に関する申合せ」は、廃止する。

労使ネットとっとり ログマーク



労使ネットとっとり

9 労働委員会活性化のための検討委員会報告

労働委員会活性化のための検討委員会第1次報告書 概要

(平成22年7月9日)

労働委員会活性化のための検討委員会（以下「委員会」という。）は、平成21年11月の全国労働委員会連絡協議会の総会後の全労委運営委員会の決定に基づき、同運営委員会の小委員会として設置されたものである。

委員会では、集团的労使紛争が減少し、個別労働紛争が増加するという労働委員会を取り巻く環境の変化の中での労働委員会の現状についての認識、問題意識及びそれらを踏まえての検討の基本方針を整理し、当該基本方針に沿って、労働委員会活性化のための検討委員会で議論すべき「早急に対処すべき課題」と「早期に対処すべき課題」について議論を行った。

さらに、委員会は「早急に対処すべき課題」を取り上げ、その具体的な改善策について検討を行った。

委員会は、その検討結果を、第1次報告書として、以下のとおり取りまとめた。

なお、当県労委の太田正志会長が、委員会の委員（公益委員）として指名を受け、その任に当たった。

1 早急に対処すべき課題

【現行制度の下での運用上の課題（労働委員会活性化のための基盤作りに資するもの）】

多くの労働委員会が事件数の低位安定状況に置かれている中で、労働委員会の認知度を高めつつ、紛争処理能力を維持していくための方策

- 労働委員会制度の認知度を高めるための方策
 - ・ わかりやすいホームページの作成・充実
 - ・ 労働組合、使用者団体、法テラス等への周知と連携
 - ・ マスコミを通じた情報発信の工夫（記者発表の工夫、記者会見の実等）
 - ・ 労働委員会の愛称等の採用
 - ・ 「労働委員会の日」（仮称）や周知月間の創設
- 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策
 - ・ 委員及び事務局職員への研修の実施
 - ・ 情報・資料の共有
 - ・ 事務局職員の専門性を高めるための人事上の配慮
 - ・ 中央労働委員会・自治体間、自治体相互間の人事交流など
- 紛争の未然防止のための方策
 - ・ 企業、労働組合、一般市民等に向けた労働関係法に関する情報提等の実施
 - ・ 労使コミュニケーションの促進

2 早期に対処すべき課題（1）

【現行制度の利用状況及び紛争の性格の変化に対応する上での課題】

増加しつつある個別労働紛争の解決への適切な対応を促進し、調整手続きを充実するための方策

- 個別労働紛争の適切な解決の促進のための方策
 - ・ 個別労働紛争処理機能の充実のための運用、制度のあり方
 - ・ 都道府県の知事部局との連携強化
 - ・ 関係機関(労働局、裁判所、弁護士会、法テラス等)とのすみ分け、連携強化
 - ・ あっせん員及び事務局職員への研修の実施
 - ・ 個別労働紛争事件に係る情報・資料の共有、データベースの構築
 - ・ 労働委員会のあっせんへの出頭義務を課する等参加率を高める手法
 - ・ 相談機能の開設、充実
- 労働争議調整手続きを充実するための方策
 - ・ 労働委員会のあっせんへの出頭義務を課する等参加率を高める手法
 - ・ 三者構成を活かした効率的な調整手続きのあり方
 - ・ 合同労組事件（実質的個別労働紛争）への適切な対応

3 早期に対処すべき課題（2）

【現行制度の課題（労働委員会の機能の向上に資するもの）】

迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策

- 迅速・的確な審査手続きを充実するための方策
 - ・ 出張調査・審問の実施(出先機関等の活用)
 - ・ 物件提出命令、証人等出頭命令の機能を高めるための方策の検討
 - ・ 審級省略に関する検討
 - ・ 実質的証拠法則、新証拠の提出制限等への対応
 - ・ 団交応諾命令についての審査手続きの簡素化
 - ・ 審査計画、審査の目標期間設定のあり方

4 早期に対処すべき課題（3）

【将来予測される労働委員会を取り巻く環境の変化に対応する上での課題】

公務員制度改革や地域主権改革の動きに応じた対応

- 公務員制度改革や地域主権改革の動きに応じた対応
 - ・ 中央労働委員会と都道府県労働委員会の組織・連携のあり方

労働委員会活性化のための検討委員会第1次報告書の実施状況

平成22年7月9日付けで取りまとめられた「労働委員会活性化のための検討委員会第1次報告書」（以下「第1次報告書」という。）を受けて、鳥取県労働委員会は、対応を検討するに当たり、細目にわたる審議を行うため、平成22年7月28日付第1061回定例総会決定により、労働委員会規則第5条第5項の規定に基づく「第1次報告書活用検討委員会」（以下「小委員会」という。）を設置した。

小委員会の構成員は、(公)太田会長、(公)河本会長代理、(公)吉谷委員、(労)竹内(克)委員、(使)宮城委員の5名であった。小委員会は、平成22年8月11日に会議を開催し、検討結果を下記のとおり取りまとめた。

【第1次報告書での提言項目】

わかりやすいホームページの作成・充実

【実施状況及び改善策】

労委ホームページの作成については、分かりやすい情報を提供するよう努めている。

改善策としては、(1)解決事例の掲載、(2)委員によるコラム記事の掲載、(3)トップページへの情報集約、(4)携帯電話ウェブサイトの構築、(5)キーワード検索対策等が考えられる。

【第1次報告書での提言項目】

労働組合、使用者団体、法テラス等への周知と連携

【実施状況及び改善策】

あっせん員特別研修会の開催、セミナー・研修への講師派遣、リーフレット配布等を行っている。

改善策としては、(1)各関係団体ウェブサイトから県労委ウェブサイトへのリンク依頼、(2)労働者団体、使用者団体の機関紙等への記事掲載依頼、(3)ポスター、リーフレットの掲示、配布、(4)相談窓口の周知協力要請等が考えられる。

【第1次報告書での提言項目】

マスコミを通じた情報発信の工夫

【実施状況及び改善策】

年度別取扱状況、労働相談会、全労委共通周知月間、あっせん員候補者研修会等を報道機関に情報提供している。

改善策としては、(1)不当労働行為救済申立があった場合、会長による県政記者クラブ記者会見、(2)周知月間中の情報提供方法の工夫、(3)年別取扱状況の情報提供等が考えられる。

【第1次報告書での提言項目】

委員及び事務局職員への研修の実施

【実施状況及び改善策】

職員の研修については、ブロック会議を中核とした研修体系で臨んでおり、今後、研修内容の充実と県の職員研修を積極的に活用した基礎的スキルアップを図ることが必要である。

委員の研修については、各側とも初任者を対象とした研修が行われているが、他には特段のものはない。

今後は、ブロック会議を情報交換・意見交換の場とすると同時に、研修の場としての意味を持たせた運営がなされるよう協議してはどうか。

(なお、鳥取県労委は平成23年2月3日に開催された平成22年度中国地区労働委員会会長連絡会議において、「ブロック会議を活用した委員研修の実施」を提案したところ、次年度以降の幹事県労委に対応を一任することと決した。)

【第1次報告書での提言項目】

労働委員会の愛称等の採用

【実施状況及び改善策】

昨年度、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称「労使ネットとっとり」及びロゴマークを公募・決定した。今後、これらをウェブサイト、パンフレット、名刺等に活用しながらPRの向上に努める必要がある。

【第1次報告書での提言項目】

「労働委員会の日」（仮称）や労働委員会周知月間の創設

【実施状況及び改善策】

10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間とし、さまざまな方法でPRを行うこととしているところであるから、既存の周知月間の活用を優先すべきである。

【第1次報告書での提言項目】

事務局職員の専門性を高めるための人事上の配慮

【実施状況及び改善策】

職員に対する人事上の配慮については、「労働委員会制度の充実のための措置について」（平成12年11月29日全労委会長発各都道府県知事宛）など臨機に要望している。

通常の人事管理においても、概ね3年程度が一般的なローテーションであるが、特に専門性の高い業務等必要性がある場合は、延長が可能であり、個別に配慮要望している。

【第1次報告書での提言項目】

中央労働委員会・自治体間、自治体相互間の人事交流など

【実施状況及び改善策】

審査担当職員については、平成17年度、大阪府労働委員会に職員を6か月間研修派遣したことがあるが、条件が整えば再度他の都道府県への派遣を検討することも必要である。

調整担当職員（個別労使紛争解決促進担当を含む。）については、他の都道府県に先駆けて取組を行っており労働局、他の都道府県に派遣する必要は見受けられない。

労働委員会活性化のための検討委員会 第2次報告書概要

前提

(はじめに、第1章)

平成23年6月

1 現状と問題意識

○現状

労組法改正後6年間で、審査の迅速・的確化について、労委全体としてみると、大きく改善。

- ・長期滞留事件の急減(3年以上係属事件 H14末250件→H22末68件)(3分の1以下)
- ・平均処理日数(初審) 862日(H17) → 420日(H22)(半減)
- ・初審解決率 73.4%(H16) → 8割強(H22)
- ・命令・決定に対する不服率(初審) H21～ 6割台(H19以前は概ね7割台)

○問題意識

- ・他の労働紛争処理機関の迅速処理(労働関係訴訟事件平均審理期間12.3か月、労働審判3か月以内に終結)
⇒ 一層の迅速化の要請
- ・特定の都道府県労委に事件が偏在(東京都労委、大阪府労委で新規申立事件の半数、事件数の多い6労委で7割)
⇒ 係属事件の少ない労委で委員・職員の実務経験の機会不足
- ・行訴を含めた不当労働行為事件の全手続を視野に入れた一層の迅速化・的確化

検討項目1

(第2章第1節I)

審査期間の目標の設定

○実績

目標 1年6か月とする労委が15労委 1年3か月 2労委 1年3労委 6か月(180日) 1労委
平成17年以降、目標期間を短縮したのは2労委(2年→1年6か月、1年6か月→1年)。

○課題

- ①更なる目標期間の短縮、②処理実績の公表の工夫

○今後の対応

- ①ア 自主的目標期間の短縮の努力
- イ 事案類型別目標の導入(各労委)
- ウ **1年を標準処理期間とする審査処理モデルの作成(全労委レベル)**
- ②実績の公表方法の工夫(HPへの掲載、公表数値の要因分析)

検討項目 2
(第 2 章第 1 節Ⅱ)

審査手続の運用上の工夫

○これまでの取組

結審までの工夫

- ① 申立内容等の把握の工夫
- ② 期日設定の工夫
- ③ 争点整理の工夫
- ④ 審査計画
- ⑤ 尋問等の工夫

命令書交付までの工夫

- ① 命令書交付までの迅速化
- ② 命令書作成に当たっての工夫
- ③ 合議に当たっての工夫
- ④ 結審後の労使参与委員の関与

○物件提出命令、証人等出頭命令

- ・課題（要望） 発出基準の明確化、記載例の例示
- ・**今後の対応** 具体的な事例を踏まえて中労委が説明

○和解

- ・課題 ①和解技術の向上、ノウハウの取得、②心証開示時期・内容、和解条件の調整
- ・**今後の対応** ①早期の当事者の意向確認、和解方針の策定、審査が進展した段階における働きかけ等
②和解に関する研修の充実（事例研究等）

検討項目 3

(第 2 章第 1 節Ⅲ)

審査手続の簡素化・合理化

○課題・意見

- ① 申立書の簡素化（モデル例の追加）
- ② 審査計画の作成対象事件の範囲の見直し（争点が明確な事件等は省略し、複雑困難事件に限定）
- ③ 証人尋問不要事件の調査のみの命令交付
- ④ より簡易な手続による終結

○**今後の対応**

- ① **簡易・類型別申立書モデルの作成（全労委レベル）（新規）**
- ② 審査計画は全件作成。事案に応じて内容を工夫。（各労委）
- ③ **審問を経ずに命令交付する手続 労委規則の規定の整備（全労委レベル）**
- ④ **三者委員による解決策の勧告 労委規則の規定の整備（全労委レベル）**

検討項目 4

(第 2 章第 1 節IV)

利用しやすい手続

○これまでの取組・工夫

- ・対申立人
 - ① 申立書作成の援助、②録取制度（申立人に対する早期意向確認）
- ・对被申立人
 - ① 被申立人の所に出向き、審査手続の流れ等の説明
- ・对当事者双方
 - ①当事者の主張整理、証拠整理に係る助言、②現地調査

○課題・意見

- ①外国人証人の通訳の費用負担
- ②当初の管轄労委から他の労委への移送

○今後の対応

- ①外国人証人の通訳の費用負担の扱いは、労委により異なる。各労委の実情に応じた取扱いを決め、規定の整備を。
- ②審査途中に他の労委へ移送を許容する事例の特定が困難。現行の枠内での運用を。

検討項目 5

(第 2 章第 1 節V)

特定事件への対応（団交拒否事件・弁護士が代理人に選任されていない事件）

○ 団交拒否事件

- ・取組（①早い段階から和解の打診、②調査期日等に委員から団交要請、③同一期日での主尋問・反対尋問の実施）
- ・課題（①実質個別事件への対応、②簡易な手続による解決、③和解前置、④立会団交の制度化）

- ・**今後の対応** ①和解の早期見極め、②三者委員による解決策の勧告、③当事者の意向を踏まえた柔軟な審査指揮、④団交ルールを内容とする和解案の提示等

○ 弁護士が代理人に選任されていない事件

- ・選任状況（弁護士が代理人に選任されていない事件が、全最終事件の 6 割以上を占めると回答した労委が 7 割強（サンプリング調査））
- ・支障（特に争点整理時の争点に対する主張・証人等の決定に時間を要し、審査計画作成に支障）

・ 今後の対応

- ①事務局職員（申立人には申立時に、被申立人には申立書の手渡時に、主張聴取、手続を説明）
- ②審査委員（審査手続の丁寧な説明、求釈明）
- ③参与委員（適切な助言）

検討項目 6

(第2章第2節)

審査体制（労委間の情報共有等、研修の充実等（職員、委員））

○ 労委間の情報共有等

現状 労組法第7条各号の諸問題（個人請負業者の労働者性等）、審査手続の運用上の問題（忌避申立て等）

課題 労委間で、経験等の共有、議論等の場が必要。

今後の対応 全労委レベルの会議において意見交換（全国の公益委員の連絡会議の開催）（新規）
官庁 WAN を利用した中労委・都道府県労委の情報共有の充実（新規）

○ 研修の充実（職員）

現状 独自研修実施は、サンプリング調査対象労委のほぼ半数。

課題 ①実務経験の不足、②知事部局と同様の人事ローテーション（2～3年の期間）

今後の対応 ①中労委研修の充実（事例演習の充実）、②ブロック研修の充実（審問傍聴等）、
③個別紛争処理に関する研修、④知事部局への働きかけ（経験者の再配置等）

○ 研修の充実（委員）

現状 委員は非常勤。特に公益委員は、研修・実務を通じた紛争解決能力の向上が重要。

課題 事件数の少ない労委では、実務的研鑽の機会が限定。

今後の対応 ①新公労使新任委員合同研修の実施、②公益委員研修の充実、③ブロック会議の活用
（重要命令・判決勉強会の開催等）、④個別労働紛争事件の対応による実践的な感覚の涵養

検討項目 7

(第2章第3節)

命令の実効性確保の措置（審査の実効確保、初審命令の履行勧告）

○ 審査の実効確保

現状 労委規則第40条に基づく勧告（公益委員会議決定）は、過去5年間で、3労委で実施。本案の判断に予断を与えてしまうおそれがあることから、同規則に基づかない審査委員、三者委員名の要望等を多くの労委で工夫。

今後の対応 正式な勧告は、当事者に予断を与えないよう慎重に行う。正式な勧告以外の方法による対応は、今後も工夫を行いつつ、機動的に柔軟な対応を行う。

○ 初審命令の履行勧告

現状 再審査申立事件のうち、初審命令が不履行で、直ちに和解が見込まれないなど勧告が適切と部会が判断したものについて行う。

課題 使用者側は、初審命令に不服で再審査申立てを行っており、履行する見込みは薄い。

今後の対応 使用者からの弁明聴取時における適切な状況把握、履行勧告後のフォロー等事件の実情に応じたきめ細かな対応

検討項目 8

(第3章)

現行制度の枠組を超える課題（審級省略、実質的証拠法則、新証拠提出制限）

○制度見直しの前提となる審査手続等の改善状況

ア 法改正による審査手続の改革

①計画的な審査（審査期間の目標、事件毎の審査計画の作成）

②的確な事実認定（証人等出頭命令、物件提出命令）

イ 審査体制の整備

①部会制の導入、常勤公益委員2名（中労委）

②法曹有資格者の事務局審査部門への配置 3名（中労委）、2名（東京都労委）

ウ 実績（初審） ①平均処理日数 862日（H16）→420日（H22）

②行訴取消率 H22 10.0%

○**基本的考え方**

いわゆる「事実上の5審制」⇔「制度上の5審制」

審査体制、手続、実績も
労組法改正後着実に向上

労組法改正による手続等の改善の取組の中にはまだ成果が顕在化していないものもある。

実績を更に積む必要がある。

制度見直しは、引き続き検討。

10 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧

(平成24年1月4日現在)

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
中央労働委員会	105-0011	港区芝公園1-5-32	03-5403-2111
北海道労働委員会	060-8588	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5662
青森県労働委員会	030-0801	青森市新町2-4-30	017-734-9835
岩手県労働委員会	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-6271
宮城県労働委員会	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3782
秋田県労働委員会	010-0951	秋田市山王4-1-2	018-860-3282
山形県労働委員会	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2792
福島県労働委員会	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7594
茨城県労働委員会	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-5563
栃木県労働委員会	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3334
群馬県労働委員会	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2783
埼玉県労働委員会	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-6452
千葉県労働委員会	260-0001	千葉市中央区都町1-1-20	043-231-2131
東京都労働委員会	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6977
神奈川県労働委員会	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ7階	045-633-6110
新潟県労働委員会	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5543
山梨県労働委員会	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1826
長野県労働委員会	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7468
静岡県労働委員会	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2282
富山県労働委員会	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山森林水産会館5階	076-444-2172
石川県労働委員会	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1881
福井県労働委員会	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0597
岐阜県労働委員会	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-274-8792
愛知県労働委員会	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6832
三重県労働委員会	514-0004	津市栄町1-954	059-224-3033
滋賀県労働委員会	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-4473
京都府労働委員会	602-8054	京都市上京区出水通小路东入丁子風呂町104-2	075-414-5732
大阪府労働委員会	540-0031	大阪市中央区北浜東3-14	06-6941-7191
兵庫県労働委員会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3815
奈良県労働委員会	630-8113	奈良市法蓮町757	0742-20-4431
和歌山県労働委員会	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3781
鳥取県労働委員会	680-8570	鳥取市東町1-271	0857-26-7560
島根県労働委員会	690-8501	松江市殿町8	0852-22-5450
岡山県労働委員会	700-8570	岡山市内山下2-5-7	086-226-7563
広島県労働委員会	730-8511	広島市中区基町9-42	082-228-2895
山口県労働委員会	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-4440
徳島県労働委員会	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-3231
香川県労働委員会	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3721
愛媛県労働委員会	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2990
高知県労働委員会	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4645
福岡県労働委員会	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3979
佐賀県労働委員会	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7242
長崎県労働委員会	850-0861	長崎市江戸町6-5 江戸町センタービル3階	095-822-2398
熊本県労働委員会	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2753
大分県労働委員会	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-5241
宮崎県労働委員会	880-8501	宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7262
鹿児島県労働委員会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3943
沖縄県労働委員会	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2551